

# 山梨県公報

第千四百五十一号

平成十六年

二月十二日

木曜日

## 目次

保安林の指定の予定……………	六七
保安林の指定の解除の予定(四件)……………	六七
土地改良事業施行認可申請の適当決定……………	六八
字の区域変更……………	六八
換地処分の実施……………	六九
県営土地改良事業計画の決定……………	六九
公告	
落札者等の決定について……………	六九
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………	七〇
葦崎都市計画の変更案の縦覧……………	七〇
土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………	七〇
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	七一
監査委員	
監査の結果に基づく措置状況……………	七一
公安委員会	
遊技機の型式の検定……………	七一

## 告示

### 山梨県告示第六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十六年二月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大島字寺の入五九六九、五九七〇、六〇二八、横根中字上の山三二

六三

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺の入五九六九(次の図に示す部分に限る。)、五九七〇、六〇二八・字上の山三二六三(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十六年二月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

北都留郡上野原町柵原字中原三五五二の二、字井太家三九六九の二、字下椿六五二の五、六五二一三の六

#### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### 三 解除の理由

道路用地とするため

### 山梨県告示第六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十六年二月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
大月市七保町浅川字風原一七三七の一（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十六年二月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
北都留郡上野原町桐原字下樺六四九八の一から六四九八の四まで、六五〇三の四から六五〇三の六まで、六五〇三の二（次の図に示す部分に限る。）、六五〇三の三、六五〇三の四から六五〇三の四まで、六五〇一の五から六五〇一の七まで、字和田原六五六八の六、六五六八の七、六五六八の二から六五六八の一五まで、六五六八の一九、六五六八の二一、六五六八の二二、六五七〇の二、六五七〇の四、六五七二の乙、六五七四の乙、六五九四の六、六五九四の八、六六〇六の二、六六〇六の三、字三三山七一一三五の五、七一一三六、七一一三八の二、字鷺合七四四三の二
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び上野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十六年二月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
東山梨郡大和村初鹿野字上川久保一七八・字四良作道下二〇八の二・字水ノ田道上三九三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び大和村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、北都留郡上野原町大野四七八八番地小俣宏之ほか二十八人から申請のあった土地改良事業（岩下地区）施行認可申請を適当と決定したので同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十六年二月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 縦覧書類
  - (一) 土地改良事業計画書の写し
  - (二) 規約の写し
- 二 縦覧期間  
平成十六年二月十三日から同年三月十一日まで
- 三 縦覧場所  
上野原町役場
- 四 異議申出期間  
平成十六年三月十二日から同年三月二十六日まで

山梨県告示第六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、塩山市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改



シユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成十六年二月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
行政情報ネットワーク用パソコン等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成十五年十二月三日
- 四 落札者の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額  
月額七百四十万七千八百十三円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成十五年十月二十三日

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により富士吉田市及び富士河口湖町から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年六月十二日まで縦覧に供する。

平成十六年二月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 1 名称 Jマート河口湖店
- 2 所在地 南都留郡富士河口湖町船津字南八津四千九百十番及び富士吉田市新倉字流二千七百二十九番
- 二 届出の内容及び公告日
- 1 内容 新設
- 2 公告日 平成十五年九月十八日
- 三 意見の概要

- 1 駐車場出入口における交通整理
- 2 騒音問題に対応するための対応策について
- 3 夜間照明による影響への配慮

● 韮崎都市計画の変更案の縦覧  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。  
平成十六年二月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 都市計画の種類  
韮崎都市計画道路  
（三・四・六号 南下条穂坂線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所  
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課  
韮崎市本町四丁目二番四号 峡北地域振興局建設部道路課  
韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所建設課都市計画室
- 四 縦覧期間  
平成十六年二月十三日から同年二月二十六日まで

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。  
平成十六年二月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 組合の名称  
昭和町田富町鍛冶新居土地区画整理組合
- 二 事務所所在地  
中巨摩郡田富町白井阿原三百一番地の一
- 三 施行地区  
中巨摩郡田富町大字山の神字鍛冶新居前、鍛冶新居、出口及び立川の各一部並びに

- 同郡昭和町大字河西字村西の一部
- 四 設立認可の年月日  
平成二年七月三日
- 五 変更後の事業施行期間  
平成二年度から平成十六年度まで
- 六 変更認可の年月日  
平成十六年二月五日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十六年二月十二日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
山梨県知事 山 本 栄 彦  
東八代郡御坂町成田字半行寺八五四の一、八五四の二、八五四の三、八五四の四、八五四の五、八五四の六、八五四の七、八五四の八、八五四の九、八五四の一〇、八五四の一、八五五の一、八五五の二、八五五の三、八五五の四、八六九の一、八六九の二、八六九の三、八六九の四及び八六九の五
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 公園	次の図のとおり

- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建設部及び御坂町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東八代郡御坂町金川原八百五十番地一 株式会社ミユキホーム 代表取締役 地場みち子

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。  
平成十六年二月十二日

山梨県監査委員  
勝 敏 夫  
早 川 正 秋  
同 奥 秋 恵 次  
同 竹 越 久 高

- 福祉保健部長寿社会課
  - 1 監査執行年月日 平成15年9月11日
  - 2 監査対象期間 平成14年度
  - 3 指 摘 事項 前回監査で文書指導した行政財産使用料が未調定であった。また、関係書類が所在不明となっていた。
  - 4 講じた措置 平成15年11月6日に、平成13年度から平成15年度までの3箇年分を一括して調定を行い、平成15年12月5日までに収入済となっている。
- 関係書類については、公有財産台帳等で内容を確認のうえ、事務処理を行った。

- 福祉保健部障害福祉課
- 1 監査執行年月日 平成15年9月11日
- 2 監査対象期間 平成14年度
- 3 指 摘 事項 山梨県心身障害者扶養共済条例に規定されている3箇月以上掛金を滞納している者の脱退処理をせず、この掛金分も含めて社会福祉・医療事業団（現独立行政法人福祉医療機構）に保険料を納付していた。
- 4 講じた措置 現在は、滞納3箇月とならないよう督促を強化し、条例に基づいた処理を行っている。また、規則・要綱等を整備し、その規定どおりの処理を行うよう徹底していく。

## 公安委員会

- 遊技機の型式の検定



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百一十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年二月十一日までとする。

平成十六年二月十二日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田美枝

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造又は輸入業者名	
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CRピシ パススロ ツターフ A	株式会社高尾	三〇〇九二二
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRピシ パススロ ツターフ W	株式会社高尾	三〇〇八九〇
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表)	CRピシ パススロ ツターフ Y	株式会社高尾	三〇〇八九三

株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	おさかな物語ZS	株式会社ニューギン	三〇〇九〇四
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR少林 麻雀MB	株式会社ニューギン	三〇一〇〇〇
株式会社エイペックス 代表取締役 望月光三 東京都台東区上野七丁目六番五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五) 第一種特別電動役物	ステージ エミニ	株式会社エイペックス	三四〇八一六
株式会社オーイズミ 代表取締役 大泉政治 神奈川県厚木市中町二丁目七番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五) 第一種特別電動役物	フラワー テンゴク T30	株式会社オーイズミ	三四〇四六〇
株式会社オーイズミ 代表取締役 大泉政治 神奈川県厚木市中町二丁目七番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五) 第一種特別電動役物	フラワー テンゴク T	株式会社オーイズミ	三四〇五五〇
株式会社まさむら遊機 代表取締役 後藤常喜	ぱちんこ遊技機	CRトッ プクルー	株式会社まさむら	三〇〇九五五

<p>愛知県名古屋市中砂町 一四五番地</p> <p>規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>株式会社まさむら遊機 代表 取締役 後藤常喜</p> <p>愛知県名古屋市中砂町 一四五番地</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>CRトツ プクルー ジングス X1</p>	<p>株式会社 まさむら 遊機</p>	<p>三〇〇九五六</p>
<p>株式会社三共 代表取締役 毒島秀行</p> <p>群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>CRフイ ーパード・オ ーバード・オ ブ・ザ・ リングK X</p>	<p>株式会社 三共</p>	<p>三〇〇九八九</p>	
<p>株式会社三共 代表取締役 毒島秀行</p> <p>群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>CRフイ ーパージ ヤングル ガールK X</p>	<p>株式会社 三共</p>	<p>三〇〇九〇九</p>	
<p>株式会社エース電研 代表取 締役 武本孝俊</p> <p>東京都台東区東上野三丁目一 二番九号</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>CR熱湯 ルーレッ トJX</p>	<p>株式会社 エース電 研</p>	<p>三〇〇九八三</p>	

<p>株式会社サンセイアールア ン ド デ イ 代表取締役 梅村義 孝</p> <p>愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目一 番一三号</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>CR舞夢 MVS</p>	<p>株式会社 サンセイ アールア ンド デ イ</p>	<p>三〇〇九七一</p>
---	--	---------------------	--	---------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番